

建築確認申請 事前調査報告書

下記の築造計画の確認申請にあたり、事前に調査しましたので報告します。
この報告書に記載の事項は、事実と相違ありません。

令和 年 月 日

＜提出先＞

- ☐ 熊本市 建築主事 宛
☐ 指定確認検査機関の長 宛
- ☐ 日本ERI
☐ ACS熊本
☐ 熊本建築審査センター
☐ 熊本建築確認検査機関
☐ その他の指定確認検査機関

報告者

設計事務所名	●●建築設計事務所		
所在地	●●市●●町●● Tel (●●●●) ●●●● - ●●●●		
管理建築士名(又は設計者名)	熊本 太郎		
資格	(1) 級建築士	(大臣) 登録 第 00000 号	
連絡者又は代理者の業者名及び氏名	Tel () -		

(1) 築造計画の概要

※太線枠内は報告者記入欄です。記入漏れのないようにお願いします。

建築主	フリガナ	カブシキガイシャ ○○ ダイヒョウトリシマリヤク ケンチク タロウ		
	氏名	株式会社 ○○ 代表取締役 建築 太郎		
敷地の地名地番	熊本市 ○○区□□町△△字000番0			
都市計画区域	■市街化区域 □市街化調整区域 □都市計画区域外			
用途地域	□1低 □2低 ■1中高 □2中高 □1住 □2住 □準住 □近商 □商業 □準工 □工業			
防火地域等	□防火地域 □準防火地域 ■法第22条区域 □指定なし			
工事種別	■新築 □その他 ()	工作物の種類	□広告塔 ■擁壁	
構造種別	■RC造 □S造 □その他 ()		□上記以外 ()	
その他の地域地区等	□開発許可 □宅造規制 □都計道 □風致 □建築協定 □旧区画 □地区計画	高さ	2.20 m	施工延長
	□その他 ()		30.00 m	

(2) 敷地に接する道路、道路状空地及び水路等の概要

方角	種類 (市道、私道等)	境界立会・地籍調査		道路判定	位置指定道路	建築指導課所見
		確定	年月日	判定区分 / 判定番号	指定番号	
北	市道	済・未	●年●月●日	B-1/15-100		□左記に記載の道路等について種類・幅員・中心線・後退線をそれぞれ配置図へ記載ください
東	私道	済・未	◇年◇月◇日		S50-500	
西	里道	済・未	△年△月△日	E/03-150		
南	水路	済・未	■年■月■日	暫定E		
		済・未		/		

(3) 建築指導課所見欄

☐ (1) 築造計画の概要欄に ・修正 ・記入漏れ あり、確認をお願いします。	熊本市建築指導課・建築審査室	担当	建築指導課・建築審査室 受付印
☐ (2) 敷地に接する道路等の概要について建築指導課所見を確認してください。			
☐ 次ページ(4)及び(5)の合議先一覧の番号に○がついている部署への合議が必要と思われます。			

※添付図書：付近見取図、配置図(建築基準法施行規則に基づき必要事項を記載したもの)、字図(写し可。可能な限り最新なもの。)、必要に応じて道路及び水路等の立会記録、現場状況のわかる写真。付近見取図、字図には申請地がわかるように図示をお願いします。

(4) 建築基準関係規定等の許可、届出、協議、合議（以下許可等） ※報告者にて許可等の要・不要を必ず記入お願いします。

番号	規 制 事 項	許可等の要・不要(報告者記入)	関係部署受付	関係部署名
24	屋外広告物等の設置	☐ 要(☐ 済、 ☐ 手続中) : ☐ 不要	/ () 印	都市デザイン課 (本庁11階)
11	開発許可	☐ 要(☐ 済、 ☐ 手続中) : ☐ 不要	/ () 印	開発指導課 (本庁11階)
22	市街化調整区域内	☐ 要(☐ 済、 ☐ 手続中) : ☐ 不要	/ () 印	
12	宅地造成等区域内	☐ 要(☐ 済、 ☐ 手続中) : ☐ 不要	/ () 印	
15	都市計画施設(道路等)の区域内	☐ 要(☐ 済、 ☐ 手続中) : ☐ 不要	/ () 印	都市政策課 (本庁11階)
16	風致地区内の建築	☐ 要(☐ 済、 ☐ 手続中) : ☐ 不要	/ () 印	
17	地区計画等区域内の建築	☐ 要(☐ 済、 ☐ 手続中) : ☐ 不要	/ () 印	
56	急傾斜地崩壊危険区域内	☐ 要(☐ 済、 ☐ 手続中) : ☐ 不要	/ (内・外) 印	県央広域本部土木部工務管理課 (熊本土木事務所)
57	土砂災害特別警戒区域内	☐ 要(☐ 済、 ☐ 手続中) : ☐ 不要	/ (内・外) 印	

(5) 他法令の届出、協議、合議（協議必須事項） ※報告者にて必ず担当部署受付をお願いします。

番号	規 制 事 項	関係部署受付	関係部署所見	関係部署名
51 52	地下水保全に関する指導 水質汚濁防止法 (排水規制・井戸掘削・雨水 浸透施設・地下工事・節水・ 土壌汚染)	/ () 印	☐ 雨水浸透施設を設置してください (浸透ます, 浸透トレンチ, 浸透側溝, 透水性舗装, 緑化ブロック) (傾斜地, 低湿地, かん養促進地域) ☐ 節水型の機器(トイレ, カラン, シャワーヘッド等)の使用をお願いします ☐ 水源地付近なので上下水道局と協議が必要です ☐ 地下10mを超える工事は着手30日前までに届出が必要です	水保全課 (本庁7階)
53	埋蔵文化財	/ () 印		文化財課 (本庁8階)
50	公害防止の届出	/ () 印		環境政策課 (本庁7階)

(6) 建築物等に関する規制事項一覧 ※報告者にて必ず要・不要の確認を行ってください。

上記規制事項以外にも建築物を建築する際には、手続、協議を要する事項があります。

別紙「熊本市建築物等に関する規制と手続き窓口一覧(令和6年版)」を参照し概要・窓口等を確認してください。

1 国土利用計画法	31 地区計画等区域内の建築(熊本駅前南A地区)	60 駐車場附置義務条例
2 公有地の拡大の推進に関する法律	32 建築協定地区内の建築制限	62 自転車駐車場の設置義務
3 河川周辺の土地の売買(河川改修)	33 建設リサイクル法の届出	63 道路に関する諸手続き(立会・施工承認・占用許可)
4 建設リサイクル法(解体)	34 中高層建築物の建築	64 道路に関する諸手続き(国道)
5 騒音規制法、振動規制法	35 遊戯施設(ぱちんこ店等)の建築	65 空港周辺における建築等の制限
6 大気汚染防止法	36 建築物等による電波障害の防止	66 農地転用許可、届出
7 用途地域等 その他	37 熊本市建築基準条例	67 工場立地法
8 建築確認概要書等の閲覧・道等の判定	38 バリアフリー法、やさしいまちづくり条例	68 営業許可に関する事前指導《食品衛生法》
9 道路等の境界立会	39 建築物省エネ法	69 営業許可に関する事前指導《旅館、美容室その他》
10 地籍調査・測量に関する手続き	40 CASBEE熊本(建築物環境配慮制度)	70 医療機関開設許可等に関する事前指導
13 道路位置指定	41 長期優良住宅建築等計画	71 薬局開設許可に関する事前指導
14 土壌汚染対策法	42 低炭素建築物の認定申請	72 特定建築物の届出(ビル管法)
18 立地適正化計画に基づく届出	43 下水道処理区域内の排水設備の設置	73 動物飼養施設設置に関する事前指導
19 市街地再開発事業(土地区画整理事業)	44 下水道法の特定施設設置	74 保育園等設置に関する事前指導
20 土地区画整理区域内の建築(事業認可後)	45 給水装置の協議	75 児童福祉施設に関する事前指導《乳児院等》
21 市街地再開発事業(第1種市街地開発事業)	46 水源地周辺の地下工事(杭等)の協議	76 児童福祉施設に関する事前指導《ファミリーホーム等》
23 景観法に基づく各種届出	47 簡易専用水道の設置	77 児童福祉施設に関する事前指導《児童厚生施設》
25 街なみ環境整備促進区域	48 浄化槽の設置、既設浄化槽の使用	78 社会福祉事業の開始に関する事前指導《病児保育施設》
26 流通業務地区内の立地規制	49 農業集落排水区域内の排水設備	79 児童福祉施設に関する事前指導《障がい者支援施設等》
27 大規模小売店舗立地法	54 緑化協議	80 老人福祉施設等に関する事前指導《老人ホーム等》
28 臨港地区内における建築物等の規制	55-1 滑動崩落防止施設保全に基づく届出	81 共同住宅等における事前協議《ゴミ置き場設置》
29 建築基準法第43条の認定・許可	55-2 宅地液状化防止施設保全に係る指導	82 就学する学校の区指定(小・中)
30 建築基準法の許可(上記以外)	58 砂防指定地	83 電波伝搬障害
	59 駐車場法	84 特別高圧送電線下の建築等
		85 金峰山県立自然公園内
		86 京塚本町地区